

議案第40号

松阪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

松阪市職員の育児休業等に関する条例（平成17年松阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の育児休業等に関する条例（平成17年松阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「満了すること」の次に「及び当該任期の満了後に引き続き採用されないこと」を加え、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とし、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年松阪市条例第30号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員第2条の4中「特定職に」を削る。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「任用形態を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、規則の定めるところにより、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）その他規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。